平成２７年（フ）第２４号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原418
債務者　本山　　強
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原418
債務者　本山喜美代
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２８号
埼玉県本庄市児玉町元田170番地、旧住所埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬868番地１　前原アパートＦ棟
債務者　黒沢　　薫
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４８号
金沢市里見町24番地　シティルネッサンス102号、従前の住所金沢市野町２丁目３番26号
債務者　常川　幸樹（旧名アンナ）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北尾　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県いちき串木野市東島平町571番地
債務者　松下　芳正
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西薗　亮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６３号
横浜市都筑区池辺町4097番地　メゾンフローラ103
債務者　谷田部壽子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山憲太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６号
京都市山科区小山御坊ノ内町34番地14、前住所大阪府豊中市桜の町１丁目５番13―401号
債務者　玉井　宏美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　祐貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
兵庫県西宮市柳本町１番30―101号
債務者　皆吉　正雄
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４５号
京都市左京区下鴨松ノ木町11番地25　セゾンドアオイ303号、前住所京都市左京区一乗寺染殿町59番地１
債務者　谷川　嘉之
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　元彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
秋田県山本郡三種町鹿渡字町後246番地　琴丘アパート６号室
債務者　佐藤　信政
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　墨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２４９号
横浜市中区本牧元町62番25号
債務者　野口　郁夫
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立川　正雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０号
愛知県安城市安城町栗ノ木４番地１　県営秋葉住宅12―204
債務者　杉浦　里枝
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
埼玉県川越市脇田新町19番地13　ハツカリコーポ204号室
債務者　多田　和幸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７０号
埼玉県日高市大字駒寺野新田９番地11
債務者　安齋憲四郎
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３号
埼玉県川越市大字府川250番地２
債務者　高草木　淳
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５１６号
大阪府高槻市古曽部町１丁目11番23号、前住所大阪府高槻市古曽部町２丁目25番３号、事業所所在地大阪府高槻市天神町２－４－１サンシャイン天神山104号
債務者　ＤＥＳＩＧＮ　ＨＡＩＲ　ＡＲＡＷこと　吉村　幸重
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１０号
大阪府豊中市上野西３丁目12番16―201号
債務者　橋本　剛敏
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部